# 戦後、集団移住へ向けた河川敷居住者の連帯

一 広島・太田川放水路沿いの在日朝鮮人集住地区を事例に —

本 岡 拓 哉

戦後日本の都市の河川敷には居住地が存在していた。しかし、戦後復興や都市化が進展する中で、いつしかこうした地区は消滅していくことになった。本稿はこのような河川敷居住地のうち、行政からの土地の払い下げという形で集団移住を成し遂げた、広島・太田川放水路沿いの旭橋下流地区を取り上げ、居住者の連帯の状況やその背景についてアプローチしている。戦前から開始されていた太田川放水路の開削工事は、太平洋戦争の激化によって一時的に工事が中断する中、終戦直後、放置された河川予定地には多くのバラックが立ち並んだ。1950年代にかけて、放水路沿いのうち、北部の福島地区では部落解放運動の中で多くの居住者が近隣の地区へ集団移住を遂げる中、在日朝鮮人が集住した旭橋下流地区は1960年代に入っても放置され、70世帯、198人が居住していた。しかし、行政からの立ち退き勧告が強まる中、居住者たちは連帯し、立退対策委員会を組織し、集団移住のための交渉へと入ることになる。こうした居住者の連帯と組織化が成立した背景には、地域の社会一空間的特性や歴史的背景の影響、さらには自生的リーダーやキーバーソンによる居住者に対する働きかけがあった。

## はじめに

# 0.1 研究の背景と目的

第二次世界大戦の終戦直後以降、日本の都市部の河川の堤外地には多くの居住地が存在していた。堤外地、すなわち河川敷にはセルフビルドのバラックが建ち並び、周囲からは「不法占用/不法占拠」や「スラム」というレッテルを付与されながらも、人々の生活の場がそこに存在したのである。しかし、戦後復興や都市化が進展する中で、いつしかこうした地区は消滅していくことになった。本稿は、戦後都市の種別的な景観を構成していた河川敷居住地の消滅過程に注目するものである。

河川敷居住地の消滅は、ほぼ当該地居住者の個別的な自主移住によって成し遂げられたようである。本岡(2007)が指摘したように、河川敷を含め、戦後の「不法占拠」地区の撤去については、行政当局が地区居住者に移転保証金を戸別に支給することで、自

主移転を促すことがほとんどであった。立ち退きへの抵抗が強まるなど、場合によれば、 飛田 (2001) がその経緯を明らかにした兵庫県の武庫川河川敷の居住地のように、行政 代執行による強制撤去もあったが、行政当局としては基本的に居住者が自主移転するこ とを促進した。そのため居住者は分散し、「いつしか」河川敷居住地は消滅していったの である。

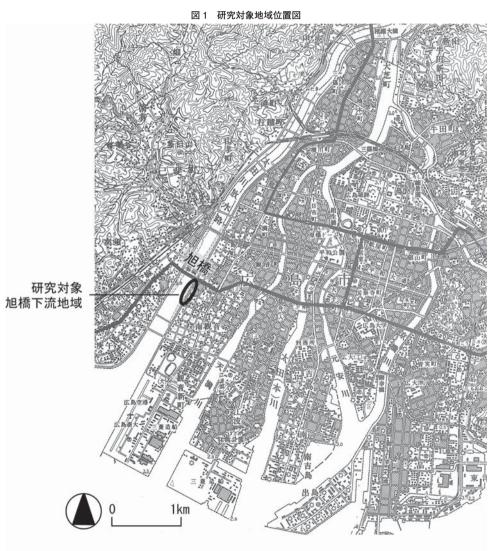
一方で、河川敷居住地が消滅する際に、居住者が集団的な移住を成し遂げた事例も近年、報告されている。たとえば、島村(2010)が明らかにした、福岡市の御笠川沿岸に存在した在日朝鮮人集住地区の事例のように、1950年代後半に近隣に建築された市営住宅への集団移住をめぐる行政による配慮および居住者による運動が起こったことも事実である。

また、1964年の「新河川法」の施行前後から、河川敷居住地の扱いは河川行政上の重要課題として位置づけられ、それぞれの自治体で河川整備事業が本格的に開始される状況の中で、河川敷の居住地に対する配慮も見られた。そこでは、移転補償金支給による自主撤去の促進というそれまでの対応とは若干異なった方法がとられることがあった。住宅地区改良事業が適用され、行政が用意した公営住宅に地区居住者が集団移住するケースが見られたのである(本岡、2011)。

たとえば、熊本市を流れる白川の河川敷居住地では、1969年に建設省九州地方建設局(当時)、熊本県、熊本市の三者が白川不法占用対策本部を設置し、「不法占拠」対策について協議した後、県と市が3カ所に改良住宅(304戸)の建設を行ない、立ち退き者を入居させた(九州地方建設局熊本工事事務所編、1984)。静岡市を流れる安倍川の河川敷居住地でも、建設省中部地方建設局(当時)、静岡県ならびに静岡市が静岡県安倍川総合対策協議会を設置し、1970年に住宅地区改良事業地区として指定し、静岡市が県の援助を受け、改良住宅230戸、福祉住宅30戸、店舗28戸、作業所28戸を建設した(建設省静岡河川工事事務所、1991)。また、広島市の太田川沿いに存在した通称「原爆スラム」「(別名「相生通り」)の「不法占拠」問題を解消するため、住宅地区改良事業が実行された基町地区20や、同和事業として「不法占拠」問題が解消された大阪市大和川沿いの浅香地区(部落解放浅香地区総合計画実行委員会、2002)なども、若干異なった文脈もありながらも、こうしたケースに大別できるだろう3。これらの河川敷居住地の消滅までの経緯を確認すると、それぞれの地区において行政による政治的配慮や居住者による運動、そして行政と居住者間での交渉のやりとりが展開していたことも確認されるのである。

このほか、1960年代において、上述のような住宅地区改良事業もしくは改良住宅の提

供といった方法以外で、「不法占拠」問題が解消された事例もあった。広島市の太田川放水路沿い南観音町に存在した「不法占拠」地区(以下、「旭橋下流地区」と表現)がそれにあたる(図1,2)。広島市の西部を流れる太田川放水路の建設を機に、この地区は撤去の対象となり、居住者は立ち退きを迫られた。しかし、当該地区は住宅地区改良事業の適用がなされず、居住者に改良住宅や公営住宅が提供されることもなかった。また、居住者に対して移転補償金だけが支給されたわけでもない。行政側は隣接する県有地を地区居住者に払い下げ、土地を購入できない居住者には、払い下げ用地の一部に建設され



注:ベースマップは2万5千分の1地形図「広島」(1968年改測1972年修正)

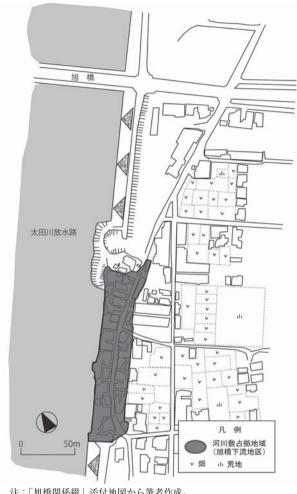


図 2 旭橋下流地区周辺図

注:「旭橋関係綴」添付地図から筆者作成。

た仮設住宅への入居を斡旋したのである。それにより旭橋下流地区の居住者は隣接する 地区への集団移住を成し遂げた。

これまでは、本岡(2006)がその経過を辿った、神戸市長田の新湊川沿いに存在した 「大橋の朝鮮人部落」のように、たとえ集団移住をめぐる行政との交渉があったにせよ、 それが功を奏することはなく、コミュニティの解体につながるケースがほとんどと考え られてきた。しかし、実際は全ての河川敷居住地がそうだったのではなく、公営住宅の 提供のみならず、なかには旭橋下流地区のように、土地の払い下げという形で集団移住 を成し遂げた事例も存在したのである4。

それでは、旭橋下流地区の集団移住がなされた背景には何があったのだろうか。結論

を先にすれば、旭橋下流地区の居住者は行政による分断戦略に屈することなく連帯し、立 退対策委員会を組織したことが一つの要因であったと考えられる。

戦後都市における河川敷居住地をめぐっては、近年の研究の成果によって、その消滅 過程の多様性やそれぞれの背景が明らかになりつつある。本稿では、このうち、他の地 区とは違った形で集団移住を成し遂げた旭橋下流地区を取り上げ、その地区形成過程と 1960年代における地域内の状況を確認し、そして集団移住を可能とさせた居住者の連帯 の状況や背景についてアプローチしていく。

#### 0.2 分析材料と論文構成

河川敷居住地を含め、戦後に「不法占拠」と位置づけられた地区に関する資料を入手することは非常に難しい。これは、撤去の主体である行政当局が資料や報告書を作成していないということではなく、「不法占拠」地区自体が消滅しているということで、そうした資料が「価値がない」、あるいは「残すものではない」と判断され、立ち退き問題が解決した後に廃棄処分されるケースも多いのである50。

本研究で使用する資料「旭橋下流地区不法占拠家屋除却関係綴(以下「旭橋関係綴」)」(2巻)は、建設省中国地方建設局(現在の国土交通省中国地方整備局、以下、中国地建)総務部用地課が1966年に作成したもので、旭橋下流地区の実態や撤去をめぐる交渉過程が、中国地建側の視点からではあるが、克明に記されている。この「旭橋関係綴」には、1964年1月10日から1966年9月1日までに作成された、行政文書や調査記録、図面、そのほか行政内部の会議録や居住者との交渉記録、担当者のメモなどが含まれている。分量としては、資料の重複もあるが、2巻で454頁となっている。筆者はこの資料を長年にわたり都市の住宅研究、同和地区研究に従事してきた元大阪市立大学教授の三輪嘉男氏から2005年に提供いただいた。6。

この資料に加えて、広島の地方紙である『中国新聞』に掲載された関連記事を収集した<sup>7)</sup>。また、旭橋下流地区の地区移転に関わった関係者 T 氏への聞き取り調査を実施した<sup>8)</sup>。 T 氏は在日本朝鮮人総連合会広島県支部の元副委員長で、旭橋下流地区の居住者の移転に関する行政との交渉において主導的な役割を担った人物である。さらに元住民 S 氏からも聞き取りを行なった<sup>9)</sup>。 S 氏は立退対策委員会の会長を務めた C 氏の長男の妻であり、立退交渉が行なわれ始めた 1964 年 5 月、結婚を機に旭橋下流地区に住み始めた。立退対策委員会の会議や行政との交渉は C 氏の自宅で行われることも多く、S 氏は間近でその状況を見ていた。

このほか、当該地区については、文化人類学者の丸山孝一が1983年に移転した地区での悉皆調査を実施しており、その結果が『広島新史 都市文化編』に掲載されているが、ここでのデータも適宜使用する。

本章の論文構成は以下の通りである。第1章では、太田川放水路沿いの河川敷居住地の生成(放置)過程を明らかにするために、太田川放水路工事の経緯とその過程で展開した改修工事に関わる居住者の運動を取り上げる。なお後述するように、本稿の対象地区の形成を明らかにする上で、太田川放水路事業の経緯、そして隣接する福島町における運動の存在を抜きにして語ることは出来ない。したがって、ここでは、太田川放水路工事との関係の中で、福島町でいかに運動が展開したのか、旭橋下流地区との比較のためにも触れておく。第2章では、立ち退きになる以前(およそ1960年代前半)の旭橋下流地区の状況を提示する。第3章では、居住者の連帯にとって重要な役割となるリーダーの存在や居住者組織に注目しながら、旭橋下流地区の居住者がどのように連帯し、立退対策委員会を組織したのかを明らかにする。

# 1 太田川放水路事業と河川敷居住地

#### 1.1 太田川放水路事業

広島市は太田川のデルタ上に立地しており、古来、その自然環境のために多くの水禍を受けてきた。近代以降、そうした問題を解決するために実施されたのが太田川改修事業、すなわち太田川放水路の建設であった。太田川改修工事は台風や豪雨による太田川の氾濫を防止するため、広島中心部で分流した太田川の支流である福島川を埋め立てる一方で、山手川を拡幅し、山手川と福島川に挟まれた福島町の土地を開削して(図 3)、大規模な放水路を設けることを目的としたものであった。1932年に国の直轄事業として着工し、1934年には放水路開削前の旧福島川堤防外の民有地が堤防用地として買収(一部1933年に収用)され 100、工事も順調に進むかに見えた。しかし、太平洋戦争の激化によって1944年に工事は中断し、1945年8月には原爆が広島に投下されたことにより、放水路予定地も甚大な被害を受けることになった。そして戦後、計画は一旦白紙となったが、広島県・広島市・中国地建・太田川工事事務所が一体となって協議を続け、1948年8月に中国地建の直轄工事として、太田川放水路計画再開が発表された。

太田川放水路開削工事再開が決定された際、行政にとっての最大の問題が河川敷居住 者の存在であった。戦前すでに太田川放水路として開削する土地の買収、居住者の立ち

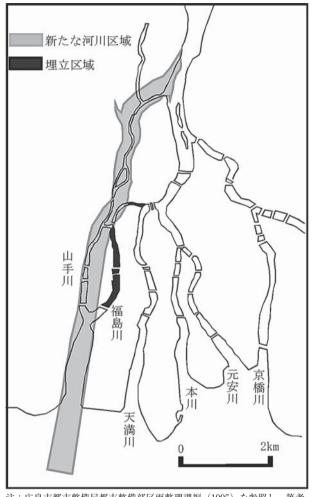


図3 太田川放水路流域図

注:広島市都市整備局都市整備部区画整理課編(1995)を参照し、筆者 作成。

退きはほぼ済んでいたが  $^{11}$ , 1944 年の工事中止以降, 戦争末期の食糧難のために官有地の耕作が許可されたこと, さらに原爆によって住む家と食糧を無くした人々が大量に現れたために, 空き地となっていた放水路予定地に人々が集中し, 焼け残りの木材, トタンなどを材料にしてバラック住宅を建て始めていたのである。戦後すぐの時点で, 放水路予定地には 301 戸, 1,129 人が居住しており  $^{12}$ ), その後, 649 世帯が住むようになっていたといわれている  $^{13}$ )。また同時期に, 旭橋下流にもバラックが多く建てられ, 在日朝鮮人が集住する地区が形成されていた。

#### 1.2 太田川改修闘争とその帰結

太田川放水路建設における河川予定地居住者の立ち退きを巡って行なわれた居住者による運動は、部落解放運動と並行する形で行われた。その経緯については、天野(1984)やふくしま文庫(1992)、福島町資料作成委員会(2003)に詳しい。以下ではこれらの文献を整理することで、福島町沿いで展開した太田川改修闘争の経緯と背景を明示する。

中国地建当局は太田川放水路建設再開に当たり、まずは最も密集していた福島町に隣接する河川予定地の「不法占拠」バラック居住者を立ち退かせるために動くことになった。それに対して、バラック居住者たちは連帯して対策委員会を組織し、立ち退きに反対したが、1949年2月に「規定計画を除いて、これに代わるべき計画はなくやむを得ない」と了解し、立ち退くことを認め、補償方法についての協議・交渉を行政との間で進めることになった。1951年5月に、行政当局は地元代表者との懇談会において長年懸案事項となっていた「移転」「補償」「仮移転」「工事」「排水」などの問題についての大綱を示し、現地の家屋を調査する運びとなった。

しかしながら、立ち退きは順調に進まなかった。家屋調査の途中で地元対策委員会が部落解放全国委員会福島支部(以下、福島支部)ともう一つの立退対策委員会である太田川改修反対期成同盟会(以下、反対期成同盟会)の二つの組織に分裂したこともあり、行政の調査の見通しが一旦立たない状態になったのである。ようやく1953年12月25日に、必ずしも地区居住者の総意を反映したものではなかったが、中国地建局長と反対期成同盟会委員長との間で、移転に関する「覚書」が交わされた。

しかし、この覚書に対して、福島支部と 1954 年 3 月に福島・南三篠両町民約 130 世帯で結成された太田川改修立退者生活擁護連盟(以下、生活擁護連盟)とが一体となり、立ち退き補償についての具体的な事項が明示されていないこと、差別行政のために放置してきた行政責任を明らかにしていないこと、そして部落解放の施策がはっきり取り入れられていないことを理由に反対の態度を示した(ふくしま文庫、1992 年)。このため、中国地建は地区居住者の了解を得ることができず、事業の着工にいまだ至らなかった。

その後、福島支部と生活擁護連盟が地域住民をまとめ、部落解放全国委員会中央本部の指導のもとに行政との交渉にあたることとなった。改修工事で使用する運搬用のトロッコを力ずくで止めるほか、座り込みなどの実力行使を 40 日間続け、行政当局との交渉を迫っていったのである。そして、1954 年 4 月、部落解放委員会第三十四回中央委員会による「太田川問題に関する決議文」を受け、福島支部は単なる補償問題としてではなく、広く「差別行政の撤廃」と「近代的平和都市の建設」を一体的に捉えた闘争方針

を明らかにし、次のような 10 項目にわたる当面の要求を提示して、闘争を強めていった。

#### 当面の要求10カ条

差別行政を撤廃し、太田川改修にともなう近代的都市計画を直ちに立案せよ。

- 1. 太田川改修工事に地元民をやとい、埋立地を福島町民のためにつかえ。
- 2. 不良住宅にすむ移転者に土地付き住宅を与えよ。
- 3. 移転者に、完全な移転費を与えよ。
- 4. 都市計画にもとづいた道路、上下水道、公園、公共施設を完備せよ。
- 5. 不良住宅を一掃し近代的都市にふさわしい市営勤労者住宅をたてよ。
- 6. 公共浴場・託児所をつくれ。
- 7. 総合病院を設置し、生活保護を完全に適用せよ。
- 8. 失業と貧困をなくする産業資金を融資せよ。
- 9. 長期欠席児童をなくする為の対策をたてよ。
- 10. 早急に消火施設を完備せよ。

1954年4月30日 部落解放全国委員会広島県連福島支部

参照:『広島新史 歴史編』349頁。

福島支部と生活擁護連盟は地域を挙げて中国地建・県・市当局と複数回にわたり交渉を続け、未解決の諸課題は「百メートル道路建設」反対運動<sup>14)</sup> に持ち越されたものの、1955年1月には福島地区の物件移転と、これに伴ういっさいの損失補填、補償金の総額1億5,500万円(1戸当たり平均およそ25万円)の支払いという条件をもって協定が調印されることになった。建設省による移転補償金の支払い、県と市による旧福島川の廃川敷の払下げ<sup>15)</sup>、公営住宅建築、移転補償金の10分の1の見舞金1,550万円の支給などで合意に達した(福島地区都市改造事業記念誌編集部会、1974:48)。そして、1955年3月から福島町の居住者の移転が開始され、その後、一部、代執行が行なわれるなどの混乱もあったが<sup>16)</sup>、ようやく1959年に太田川改修に伴う漁業補償や立ち退き補償が全面的に完了することになった<sup>17)</sup>。水内(2008)は戦後すぐの京都や大阪市浪速区の被差別部落の事例から、「バラックから住宅要求闘争を起こす論理には、部落の生活擁護闘争の独自性を強調し、政府および地方自治体に向け、差別行政反対闘争の理論と戦術を定式化させていった当時の部落解放運動論<sup>18)</sup>を垣間見ることができる」と指摘しているが、まさに太田川改修闘争でも同様の論理が働いたのである。

以上のように、福島町沿岸の河川予定地では居住者による運動が活発化し、行政による立退者への補償、地区の住環境整備が達成されていく一方で、旭橋下流地区の「不法 占拠」状態はしばらく放置されたままであった。その理由としては、行政側にとってみ れば、居住者数が多く、立ち退き反対運動が活発だった福島地区の問題解決が先決だっ たからであろう。しかし、それだけが理由ではなく、「旭橋関係綴」に含まれる資料「太田川放水路左岸旭橋(広島市南観音町)不法占拠家屋立退問題」(中国地方建設局 1965 年 10 月 6 日作成)に、「住民が第三国人(朝鮮人)の集団であり、当時の政治及び社会情勢から調査、交渉等全く出来ない状態にあった」と記されているように、行政が差別的な意識を持ちつつ、旭橋下流地区居住者との交渉に戸惑いを見せていたこともうかがえる。次章では、まず旭橋下流の在日朝鮮人集住地区がいかなる地域であったのかを、当時の新聞記事や「旭橋関係綴」のデータから明らかにする。

# 2 太田川放水路事業沿いの在日朝鮮人集住地区の状況

広島市を洪水から守る太田川放水路の工事は着々と進められているが、完成を目前にして一カ所だけ工事にかかれないところがある。広島市南観音町の堤防予定地上に、どっかと腰をすえた不法建築部落がそれ。建設省中国地方建設局は来年六月の出水期までに堤防工事を終わらせるため、県に依頼して立ち退き交渉を続けているものの、両者の条件にかなりの差があり、解決は長引きそう。堤防工事には最低六か月は要するので、出水期に間に合わないおそれもある。三十二年の歳月、百三十億円の工費をかけた太田川放水路の大工事がたった一つの"泣きどころ"のために使用不能に陥入るような事態が起こらねばよいが…。

「完成を目前に太田川放水路 不法住宅がブレーキ 出水期に間に合わぬ 交渉が三月ごろまで? 広島・南観音」。 『中国新聞』1964 年 12 月 28 日夕刊

上記の新聞記事に書かれているように、1960年代に入ると、太田川放水路事業の進捗 状況が問題となり、「泣きどころ」と表現されたこの旭橋下流地区が世間の注目を集める ようになっていた。地区の居住者と行政との交渉がすでに佳境に達していた、1966年6 月7日付の『中国新聞』記事中の写真には(写真1)、この地区を挟んで南北に堤防が完成しており、旭橋下流地区沿いだけ堤防がないまま取り残されていた様子が映されている。写真のキャプションには、「不法住宅で堤防は未完成 少し水が出れば観音町はいっ ぺんに流される」とあり、この旭橋下流地区のみが問題の根源であるような報道がなされていたことがわかる。

それでは、旭橋下流地区は1960年代において、どのように周囲の社会から見られてい

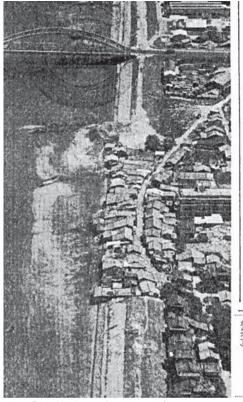


写真 1 上空から見た旭橋下流地区の状況

不法住宅で堤防れば、観音町(石側)は木完成 少し水がれば、観音町(石側)はれば、観音町(石側)はれば、観音町(石側)は

引用:『中国新聞』1966年6月7日記事

たのだろうか。本章では、まず新聞記事によるこの旭橋下流地区の報道のあり方を確認 し、当該地区の当時の地域イメージについて確認しておきたい。

# 2.1 新聞記事からみる地域イメージ

本岡(2007)は、神戸市を事例に、1950年代以降の「不法占拠」バラック街に対する社会問題として、大きく「衛生」「景観」「防災」「反社会性」という観点が存在していることを指摘した。この旭橋下流地区もおおむねそうした観点の言説で語られていたようである。

まず「防災」の観点からは、旭橋下流地区では大きな火災はなかったようであるが、上述したように太田川放水路の洪水の危険性が問題視されていた。「景観」の観点についても、写真1にあるように、旭橋下流地区だけが孤立して堤防がない様子がはっきりしており、太田川放水路の完成の阻害要因であることは一目瞭然に示された。なお、大雨な

どで河川が氾濫した場合,最も早くかつ甚大な被害を受けるのが当該地区であるはずだが、そのことに言及している新聞記事はなかった。

そして地区の内部の問題については、「衛生」的な観点からの問題の指摘が多かった。それらを羅列していくと、「メーンストリートは、異臭がただよい、気味が悪いからと、めったに通行人はない」(写真 2)、「共同炊事場には、真っ黒になるほどハエが集まる。捨てられた汚物の中を、鶏があさる」(写真 3)、「豚小屋から直接、川へ汚物が落ちこむ」「道路は燃料用材木の置き場。どこからともなくこうした材木を集めてきては付近住民の家の前に積み上げる」といったものが挙げられる。こうした問題に旭橋下流地区の周囲に暮らす人々が困っていることを掲げ、この地区の異質性をより一層際立たせる論調になっている。また、「衛生」的問題については、行政によるゴミ処理問題への対処のあり方ではなく、居住者個人の衛生思想やふるまいを指摘する場合がほとんどであった。

さらに居住者の衛生思想の問題は、かれらの「反社会性」に対して向けられることもあった。たとえば、地区居住者が道路に材木を置いていることを抗議されたことに対して、「お前の道路じゃあるまい」と一喝したエピソードが紹介されたように(写真 4)、旭橋下流地区の居住者の粗暴さや自分勝手な様子が描かれていた。環境の劣悪さの原因は旭橋下流地区の居住者自身の問題であるとの論調が、旭橋下流地区居住者に付された「不



写真 2 旭橋下流地区の様子 1

護岸場防上不法住宅、地区のメーンストリート、異臭がただよい、気味が悪いからと、めったに通行人はない

-メーンストリート-

引用:『中国新聞』1966年6月9日夕刊記事

法占拠者」というレッテルに説得性を持たせるのに十分であっただろう。

ただし、以上のような報道が実際のところ、地区居住者のことをどこまで把握したうえで書かれた記事であったのかは不明確である。「在日朝鮮人」や「不法占拠者」というネガティブなレッテルを上塗りする形で、判断している部分もあったのではないだろうか。次節では「旭橋関係綴」にある行政当局の調査結果を用いることによって、建築物



写真3 旭橋下流地区の様子2

引用:『中国新聞』1966年6月9日夕刊記事



写真 4 旭橋下流地区の様子3

引用:『中国新聞』1966年6月9日夕刊記事

道路は材木変色ともなくこからともなくこうとは水金素のできたは対対の変き。とこからともなくこうとは水金素のできたは対対度の水の前に表からずったが、苦煙をいるしてお称の演绎じゃあるまい」と一かつされる

と社会構成の二つの観点から旭橋下流地区の全体的な実態を実証的に分析する。

# 2.2 建築物の構成からの分析

まず、地域内の建築物の用途を見ると、「住宅」(44 戸)と「豚舎・鶏舎」(39 戸)が多くを占めていた。このほか、「物置・車庫」(16 戸)「作業場・共同炊事場」(5 戸)、「事務所・店舗」(3 戸)、「共同便所」(3 戸)が存在した。それぞれの建築物の構造を見ると(表 1)、「住宅」は1軒を除いて平屋建てであり、木造瓦葺が多い。また、「豚舎・鶏舎」や物置には木造トタン葺も多くなっているように、ほとんどの建築物は、居住者が粗末な資材を使い自らの手で建てたものであった。

次に、それぞれの建築物の面積を見ていくと、地区内の「住宅」の平均面積は36.96㎡となっており、当時の住宅状況においてはさほど狭小というわけでない。ただし、最も大きな家屋がおよそ110㎡であるのに対して、10㎡にも満たない狭小な住宅も幾つかあるなど、それぞれ面積の差は大きかった。また、家族の構成員数も比較的多いため、一人あたりの面積が十分に確保されているとも言えない。さらに、後述するようにこの地区には70世帯が居住していたが、「住宅」が44戸ということは間借り世帯が存在しているということを示している。また、調査では「豚舎」や「物置」と設定されているが、実際はそうした建物に住宅が併設されている場合もあった。このように住環境が他地区に比べて劣悪であったことは間違いない。

次に、「豚舎・鶏舎」の状況を見ると、平均面積は22.28㎡と住宅に比べて狭いが、最も大規模な「豚舎」はおよそ120㎡となっている。その一方で、多くの「豚舎・鶏舎」は10㎡で、後述する地区居住者の職種と関係するが、兼業で養豚・養鶏を営む世帯も多かっ

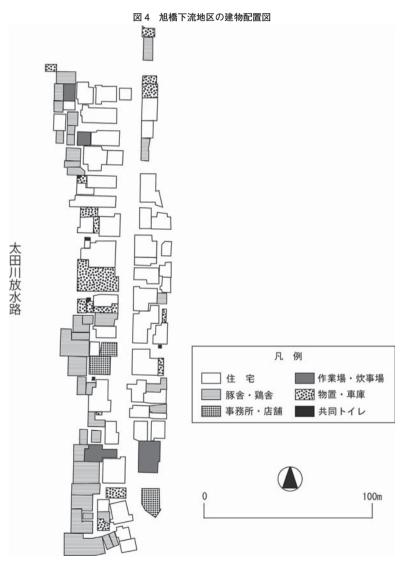
構造	住宅	豚舎 鶏舎	事務所 店舗	物置 車庫	作業場 炊事場	便所	合計
木造瓦葺	39	22	2	5	3	2	73
木造スレート	2	3		4			9
木造トタン	3	10	1	7	1	1	23
木造ビニール波板葺					1		1
木造ルービング葺		2					2
木造板葺		1					1
木造		1					1
合計	44	39	3	16	5	3	110
平均面積(m³)	36.96	22.28	39.88	19.15	33.05	1.1	28.09

表 1 旭橋下流地区の建築物分類表

注: 「旭橋関係綴」から筆者作成。

たのである。残りの建築物では、古鉄商の「物置場」(110㎡) や「作業場」(70㎡)、「店舗」(55㎡) が比較的大きな建築物である。

図4は、この地区の建築物を用途別に分類した土地利用図である。この図から地区構成ならびに建築物の配置を見ると、太田川放水路沿いに「豚舎」が立ち並んでおり、その背後に住宅が存在し、先述したメーンストリートと位置付づけられる道を隔てて「住宅」が密集している様子がわかる。



注:「旭橋関係綴」添付地図から筆者作成。

## 2.3 社会構成からの分析

次に、旭橋下流地区の社会構成からこの地区の特性を見出してみたい。「旭橋関係綴」に含まれる地区調査を参考すれば、1964年2月には、およそ1,700坪の敷地に70世帯、198人が居住していた。先ほどの住宅数とはズレがあるが、70世帯のうち持ち家が57世帯で、13世帯が間借り世帯であった。

世帯構成については、単身世帯はほとんどなく、主に4人以上の世帯構成となっており、6人以上が10世帯あった。なお、集団移住した地区で丸山(1983)が悉皆調査を行った1983年時点では、平均世帯員数は4.5人となっており、61世帯のうち単身は6世帯で、6人以上は17世帯に増えていた。

次に世帯主の職業を見ると、無職は1人しかいないが、市の失業対策事業に従事する者が多く(16人)、不安定な雇用状況にあった者が目立っていたようである。他はとび職(12人)をはじめ大工・工員等で、なかには日雇い労働者も含まれ、収入が不安定な都市下層の職種が多いことが特徴である(表 2)。

養豚業は6人と豚舎の数に比べて非常に少ないが、兼業で養豚を行なう世帯も複数あった。地区内には、先述したように豚舎・鶏舎が39あり、そこでおよそ400頭の豚が飼われていたが、専業の場合は複数の豚舎で数十頭が飼われていた一方で、兼業の場合は零細に行なわれていた。なお、養豚業は許認可制であったが、地区内の業者においてはおおよそ半分が許可を取っており、残りの業者は無許可の状態にあった。このほか、古鉄商も5世帯もあり、上記の建築物の分析でみた作業場や物置は古鉄を留め置く場所としてあった。

居住者の国籍を見ると、日本国籍1世帯を除いた全ての世帯が朝鮮・韓国籍であった。聞き取り調査によれば、朝鮮籍に比べ韓国籍が多く、この地区は当時、「民団の部落」と言われていたようである。出身地については、丸山(1983)の調査時点では、慶尚南道陝川郡出身者が61世帯中38世帯で、多数を占めていた。郷里でのツテを介した、いわゆるチェーン・マイグレーションによって、こうした集住が形成されたことも考えられる。また、世帯主の来日の時期については、1909年から1943年まで広いばらつきで分布しており、ほぼ連続的に来日したと言えるが、経済的な不況期であった1928年と1938年が他の年よりも多くなってい

表 2 世帯主の職業構成

職種	人数
失対夫	16
とび職	12
建築・土木業	4
大工・石工	4
工員・鉄工	3
養豚業	6
古鉄商	5
運転手	2
店員	2
その他	3
無職	1
合計	58

注:「旭橋関係綴」から筆者作成。

ることが特徴である。

# 3 集団移住へ向けた居住者の連帯と組織化

「はじめに」で述べたように、河川敷居住地の立ち退きを巡っては、ほとんどの場合、行政当局が個別交渉を持ち込むことで居住者の組織化を妨げてきた。裏を返せば、行政の側にとって、それだけ居住者の組織化は「厄介」だったことが想起される。旭橋下流地区の場合、行政側は1960年代はじめまでこの地区内に入ったことさえなく、地域の実態がどのような状況であるのかも把握しておらず、いかに交渉をすればいいのかもわからなかった。そのような事情のために、行政側が交渉を進めたと言えるかもしれないが、その一方で、居住者たちが連帯に成功し、行政側に自分たちの要求を主張したことで、団体交渉へと進んだこともまた事実である。

以下では、この地区の居住者の連帯に重要な役割を果たした立退対策委員会の元事務局長T氏への聞き取り結果を主な資料として、「なぜ住民が連帯し、組織化したのか」という点を明らかにしていく。具体的には、「地域的特性」「自生的リーダーの特質」という2つのトピックから検討してみたい。

#### 3.1 地域的特性からの分析

江口(2008)は、カリブ海地域のスクォッター・スラム(「不法占拠」地区)の生活環境改善運動に関する一連の研究の中で、「不法占拠」地区におけるコミュニティの形成、自生的リーダーの出現・あり方に関して、その集落の空間的特徴と社会的態様の関係から考察している。彼は「不法占拠」地区の空間的特徴を、「線的不法占拠地域」と「面的不法占拠地区」に分け、以下のように述べている。「線的に不法占拠される場合、家屋の両隣程度の限られた範囲での付き合いはあるものの、集落レベルではいわゆるコミュニティ的な意識は形成されず、居住者が連帯して何かを行うことはまずなく、したがって自生的なリーダーは生まれにくい」と指摘し、その一方で、「面的に居住空間が形成される地域では、強弱の違いはあれ、コミュニティ意識が生じるようになる。特に、当該地域だけが、他の地域から包領的に離れている場合には、その傾向が強い」とも説明している。

それでは、旭橋下流地区の場合はどうだったのだろうか。図4を再度見直すと、旭橋 下流地区は大きく二つの地区がいわゆる「メーンストリート」を中心にして構成されて おり、面的な広がりを有していると言える。また、「メーンストリート」の中央には共同作業場や共同炊事場(写真3)のように、江口が言うところの「コミュニティ的な意識」を醸成するための場も存在している。実際、S氏によれば、共同炊事場はおおよそ4、5軒で共有し、米を研いだり、食器を洗ったり日常的な利用がなされていた。

また、旭橋下流地区の居住者のエスニシティがほぼ均質であることも居住者の連帯にとっても重要である。都市社会地理学者 Knox, P と Pinch, S (2010=2013) は、都市のエスニック集団が特定の空間に凝集することの効果について、社会的抑圧からの防御や相互支援体制の構築、さらには文化の維持、政治的攻勢の基盤の四点を指摘している。まさに旭橋下流地区という閉じられた空間の中に在日朝鮮人が凝集、すなわち集住することで、こうした効果が生み出されていったことも考えられる。そして、外部からの社会的抑圧や差別を含め、さらには行政による立ち退きへの圧力が厳しくなればなるほど、地域内部の凝集の程度がより高まりを見せ、政治的攻勢のための連帯の機運が熟していくことも十分に考えられる。

ただし、こうした地域の社会一空間的状況を見るだけでは、この旭橋下流地区の居住者が連帯していった要因の説明としては不十分である。そこではまた地域の歴史、つまり形成史を見ることも必要だろう。T氏はこの地区の形成について以下のように語っている。

あそこは戦後固まったんじゃなしに、戦前から居ったと思うんです。原爆でも、そんな全部焼けたんじゃなかったと思う。誰かがそこに観音町っていうところにね、福島町もそうだったけども住んどって、それから戦後、そのいわゆる、向こう(朝鮮半島)へ帰り損ねた人たちが、下関まで行って結局船が無くなって、また逆戻りして、知り合い探して行って住みだしたのがそこやったんです。誰か知っとる者居るから、知っとる者のとこに行って住んで、住んで。主の無い土手に家を建てて、住むようになったんじゃないのかなあ。

T氏によれば、この地区は戦前に形成されていたとのことである。実際、1925年の広島市社会課の調査を紹介した宮本(2006)によれば、戦前期に観音町が「鮮人密集地帯」に挙げられており、また、陝川郡在住被爆者の被爆時居住地を検討した市場(2005)では、南観音町全体で300人以上の陝川郡出身者が居住していたと報告されている。T氏やS氏の話によれば、地区居住者の中には、戦前からこの地区に居住し、この地で被爆した

者もいたとも語っている。それではなぜこの地区に人々が集住したのだろうか。T氏は以下のように語っている。

僕、観音町にはね、三菱の造船所があったから集まったのかとも思う。やっぱりバラック、下に長屋もあるし、それから多分そこらで働いていた人たち、ここに住んでるんじゃないかと、今と同じようにね。江波は間違いなくそうなんですけど。そしてそれが、いわゆる戦後ね、田舎に帰る言うて、船が無くなって逆戻りして、知っとる人訪ねて、そうして住みついたのがそうじゃないかなと、僕はね思うんですよ。

戦前, 旭橋下流地区から1キロ近く南下した江波地区の三菱重工業広島造船所の徴用工の寮には約3,000人が集団生活をしていた(広島県朝鮮人被爆者協議会,1979)。また, 旭橋下流地区の東に接する場所に現在も2棟長屋が存在しているが, その長屋は三菱重工業広島造船所の徴用工を収容した飯場の名残であるとも言われている。この飯場には多くの在日朝鮮人が集住していたらしく, 他の地区からもこの場所を訪れることも多く, ある種の拠り所になっていたということである。S氏の話によれば, 戦前, 三菱の徴用工たちが日曜日になると, この長屋に食材を持って集まり, 夕食を共にしていたということもあったそうである。旭橋下流地区周辺一帯にこうした朝鮮人を惹きつける磁場が戦前から形成されており, 戦時中および戦後すぐにおいても, 多くの在日朝鮮人がこの場所に集まってきたことは想像しやすい。前節で見たように, この集落には特に陜川郡出身者が多かったように,同郷を媒介にした共同性が醸成されていたことも考えられる。また, 地区の社会的流動性は低く,1958年から始まる帰国事業により「北」(朝鮮民主主義人民共和国) に帰還した数世帯以外ほとんどの世帯がこの地区に定着していた点も,居住者が連帯する背景であったと考えられる。

# 3.2 自生的リーダーの特質

前述の江口(2008)も指摘しているように、居住者が連帯していくうえで、かれらを取りまとめ、主導する自生的リーダーの存在がまた重要であろう。旭橋下流地区のリーダーはだれかといえば、立退対策委員会の会長 C 氏に違いない。それでは、C 氏はなぜ会長になったのか。T 氏はこのように語っている。

あれ(会長)<sup>19)</sup> は彼(C氏)か民団の団長どっちが(対策委員会の会長を)やるかっ

ていうことになったんだけども、C さんの方が歳大きかったしね。それに一応、人間的な信頼があったんですよ、彼は、総連じゃ、民団じゃなしに。いわゆる3世代(家族)、お祖父さん、お祖母さんが居ったし、本人の家族そして息子夫婦。3世代一緒に暮らしていた。それに原爆も遭うとるし、そういうあれで、みんなが良いんじゃないかと。話も結構出来るし。(地区内には)それだけ集って、それだけ人が居っても、人前で話がまともに出来る人ってそんなにいないですよ。

C氏は1921年生まれ、立ち退き交渉が始まる1964年時点では43歳であった。彼は衛生業(清掃業)を経営しており、その事務所や家屋はこの地区の中心部に位置しており、その面積も最も広かった。そうした事実は、地域の中で有力な人物であることの証明になっているのかもしれない。ただし、C氏は単にそれだけで立退対策委員会の会長となったのではなく、既に地区居住者たちの多くから信頼を得ていた。実際、S氏への聞き取りによれば、C氏は地区住民の多くから「おにいさん」と呼ばれ、自分から人を引っ張っていくタイプではないが、周りから頼りにされる人物であったことは確かである。

C氏が信頼を得ていた理由は、事実として、C氏がこの地域に住み始めた時期が最も早く、この地区の歴史や状況をよく把握していたことがあろう。また、居住者の多くが失対人夫や養豚業など、肉体労働に従事する一方で、被爆者ということもあってか、頑強な方ではなかったが、衛生業の経営者という立場として、いわゆる「話のできる(わかる)人物」であった。そうした彼の知識や経験は、居住者たちの連帯の中心となり、組織化するうえで重要な能力であったに違いない。なお、外村(2004)は戦前期の在日朝鮮人社会におけるリーダー層の存在形態について、労働や居住を共にする小集団の中を統率する存在としてのリーダーと、商工サービス業を展開した経済的成功者の二つに分類している。戦前期と戦後期の違いはあるかもしれないが、外村の分類で言えば、まさにて氏はどちらのリーダーの存在形態にも該当している。

このほか、C氏がこの旭橋下流地区で被爆した経験も人々の信頼を生む重要な要因であった。ちなみに、C氏は朝鮮籍で、朝鮮総連広島支部観音分会の分会長を務めていたが<sup>20)</sup>、後述するT氏と同様に、「総連/民団」の枠を超えて、住民の利益を追求したのであり、そうした姿勢が居住者の信頼を集めた要因になったようである。

#### 3.3 居住者の連帯から立退対策委員会の組織化へ

ただし、C氏を中心に居住者が連帯したからといって、行政の補償交渉をうまくやって

いけるわけではなかった。補償交渉において、C氏をはじめ地区居住者たちはいわゆる「素人」だったのである。そのため 1963 年に行政からの立ち退き勧告が厳しくなると、居住者たちは朝鮮総連や韓国民団に協力を依頼した。そして、両組織の支援もあり、C氏を中心に立退対策委員会を組織することになるが、その立退対策委員会をとりまとめ、行政との交渉において重要な役割を果たしたのが T氏であった。

当時,20歳代後半であったT氏は旭橋下流地区の居住者ではなく,朝鮮総連の専従活動家として,この対策委員会の事務局長を担っていた。事実,1965年1月6日に行政側が立退対策委員会に対して,「南観音町立退対策委員会の専任となった在日本朝鮮総連西広島支部,組織部長T氏(筆者修正)は南観音町の居住者でないので,交渉の相手として妥当でない旨申入れる」とT氏を交渉の場から排除することを要求したのも,T氏が立退対策委員会の中でなくてはならない存在であったからであろう。ただし,T氏は必ずしも初めから地域居住者たちの信頼を得ていたわけではなかった。

それでは、なぜ T 氏が立退対策委員会の事務局長として活動したのか、そして、委員会の組織化のため、居住者に対してどのような取り組みを行なったのか、彼自身の語りから明らかにしておこう。まず、T 氏は自らがこの地区に関わった経緯について以下のように語った。

1963年ごろからじゃなかったかな。あそこでね、最初、県から通知が来て、部落(旭橋下流地区)が慌てて民団の本部へ行ったり、総連の分会、総連の本部に来たりしよったんですよ。初めは事務局長を民団から出してということでね。民団本部から来た若いのがおって、彼に民団分会の方から頼んだら良いんですよということになっていた。そしたら、首を振られて、立ち退きやと聞いて、「わしゃ、やらん」と言われてしまった。それで(住民は)途方にくれたんでしょうね。総連の方に来て、あれ(立ち退き問題)を受け入れるかと、どう思うかと。それで、向こう(民団)が出せって言うのを、よう出さんのやから、うち(総連)が出して受けさすというような話になったんですよ。よし、じゃあ誰が行くかっていうことになって、やっぱり血の気が多かったんじゃろね。「近いし、僕行きますわ」て言うた。と言うのは、福島町の立ち退きの問題やらなんやら、あちこちの町の立ち退きの問題を多少なりそういったあれ(知識や経験)があったから。それで(総連の)委員長の許可を得て、行ったと思うんです。

T氏が事務局長として活動したきっかけは、朝鮮総連広島支部組織部長としての初めての仕事であり、「やりがい」を持って、自分から立候補したことであった。また、自らの福島町の実家が撤去対象家屋になっていたこともこの地区の立ち退き問題に関心を持った理由であるとも語っている。

しかし、たとえ T 氏自身が「やりがい」を持っていたとしても、朝鮮総連の専従活動家である彼を、旭橋下流地区で民団に属する居住者が受け入れることは容易なことではなかった。当時、韓国民団と朝鮮総連の間には、それぞれが支持する国家間で深刻な政治問題が存在しており、地域内の居住者間においても自分が所属する組織と対立する組織に対して忌避感があったのである。

(北朝鮮)帰国(事業)が始まって、総連の方が気勢良くて、民団(韓国)の方は韓国が軍事政権でね。やはり軍事独裁政権で息が出来ないような雰囲気があって、わしらがどんどん攻撃出来る材料はあるし、やはりそういう時期だったんですよ、社会的に。

国家間・組織間の対立が激化していた 1960 年代初頭, T氏が旭橋下流地区居住者の信頼を得て,立退対策委員会の事務局長として活動するまでにも,数々の苦労があった。「1軒1軒挨拶に歩いたり,今度,実はこうこうで総連の方からこうやって入るようになったんですが宜しいでしょうか,お宅はどう思いますか」と,T氏は居住者に対して地道な働きかけを行なった。当初,T氏は「民団の部落」とよばれる旭橋下流地区において,朝鮮総連の専従である自分が受け入れられるのか不安だったとのことだったが,「選挙活動」のように,一軒一軒直接訪問して回り,「立ち退き問題」に対する共通意識を持たせ,立退対策委員会ならびに事務局長である自分を信頼するよう求めたのであった。そして,民団系の居住者にとっては若干不満があったかもしれないが,行政との補償交渉が経過するにつれて、徐々にT氏はそうした居住者の信頼を得ていくことになる。

民団の方から見れば、(北は)好きじゃないけれども(該当者がT氏のほかに)おらんじゃないかと。まあ、(T氏に)いっぺんやらしたらどうかというのが本音じゃなかったかなと、僕は思うんですよ。それで、僕がそこでまあ、色々のやり方、やること言うこと、そういうことが徐々に徐々に僕の気持ちが判っていったんじゃないかと思う。

地道な活動でT氏が居住者の信頼を獲得していった背景には、かれらの生活を守ることを第一に考えていたことがあった。そして、彼は立退対策委員会への信頼を要望するに当たって、以下のように居住者に語りかけたのであった。

総連じゃ民団じゃと、みんなが中でわーわーと喧嘩しよったらね、向こう(行政)に 見られますよと。初めっからそれだったら、民団は民団でやって総連は総連でやり なさいと。一緒にやらずに分けてやりなさいと。どっちが良い条件を勝ち取るか、そ れは競争みたいになっても良いじゃないですかと。でも、一緒にやるんやったら、こ この対策委員会の委員長を中心に、彼が民団であろうが総連だろうが(関係ない)、 それはみなさん選ぶんだから、選んでしっかり固まって、彼を中心に。発言も向こ うに出たら、わしもじゃ、わしもじゃじゃあなしに、対策委員長、事務局長に任し てくださいと。それ以外の方、あんまり発言しないでくれと。

安定した生活や居住を守るためには、居住者個々の要望や権利意識を高めることは必要であるが、行政との交渉を実際に行なう場合には、それを一つに集約して訴える必要性があることをT氏は認識していた。個別交渉ではなく、地区居住者がまとまって発言しなければ、行政に自分たちの要求を通せないというわけである。そして、上記の発言にもあるように、「総連」や「民団」といった組織で居住者たちを分断させることは、どちらの組織にも、それに属する者にも、それぞれに利益は無いと見通していた。そのため、T氏は組織の政治性を積極的に排除し、居住者すべてがまとまることの重要性を指摘したのである。実際にそれは立退対策委員会の構成にも反映しており、顧問は朝鮮総連、韓国民団双方の地域有力者が務め、役員も会長は朝鮮籍、副会長は韓国籍と、思想や国籍において偏りがないよう配置されていた。

以上、T氏のこうした発言や取り組みが功を奏し、居住者たちは立退対策委員会を中心に連帯することに納得し、その後、立退対策委員会を通さずに、居住者が直接、行政側に対して発言することはほとんどなかった。一方で、このようにC氏やT氏を中心に旭橋下流地区の居住者が連帯し、立退対策委員会を組織したことは、その後、行政にとっては交渉を進めるうえで非常に「厄介」な状態となったのである。「旭橋関係綴」にこの地区が、「大同団結し、立退対策委員会を組織し、居住者の関係者同士の国籍の違いにもかかわらず、利害が完全に一致しているため、同委員会の強力な規律と統制に従い、民

団乃至は総連の援護のもとに強硬な補償要求をしてきている状況」(資料「太田川放水路 左岸旭橋(広島市南観音町)不法占拠家屋立退問題」、中国地方建設局 1965 年 10 月 6 日 作成)と記されていることはその証左でもあろう。

# おわりに

本稿では、戦後都市に存在した河川敷居住地のうち、行政からの土地の払い下げとい う形で集団移住を成し遂げた、広島市を流れる太田川放水路沿いに存在した旭橋下流地 区を取り上げ、集団移住を可能とさせた居住者の連帯の状況やその背景についてアプ ローチした。まず第1章では、地区の形成について確認した。太平洋戦争の激化によっ て一時的に工事が中断するなか放置された河川予定地には多くのバラックが立ち並んだ が、そのうち、福島地区では1950年代にかけて、部落解放運動の中で多くの居住者が近 隣の地区へ集団移住を遂げる一方で、在日朝鮮人が集住した旭橋下流地区は1960年代に 入っても、行政による差別もあり、放置され、70世帯、198人が居住していたのである。 第2章では、地区に対する社会的まなざしのあり方や、地区の建築物や社会的構成の状 況について確認した。新聞記事において、当該地区は社会問題の温床として語られる一 方で、本稿の分析では、当該地区が生活の場であり、都市下層労働を含めた労働の場で あったことを、中国地建が作成した「旭橋下流地区不法占拠家屋除却関係綴」などを資 料に明らかにした。第3章では、行政からの立ち退き勧告が強まる中、居住者たちが連 帯し、立退対策委員会を組織した経緯について、主に関係者の聞き取り調査から明らか にした。こうした居住者の連帯と組織化が成立した背景には、地域の社会―空間的特性 や歴史的背景の影響、さらには自生的リーダーやキーバーソンによる居住者に対する働 きかけがあったことを明示した。

ところで、京都市の鴨川と高瀬川に挟まれた、在日朝鮮人集住地区 40 番地の住民運動の条件を検討した山本(2009)は、民族性と住民性に立脚した住民組織を形成することで、「不法占拠地域」における住民運動の成立と展開が可能になったと述べている。まさに、本稿の第3章の事例においても、地域の特性としての民族性における連帯可能性の存在とともに、T氏が地区の信頼を得て、居住者の組織化をはかるために、政治性を越えた地域居住者としての連帯を主張したことも確認されている。立地する都市や歴史的背景は違うが、戦後都市における河川敷居住地や在日朝鮮人集住地区における居住権運動における共通性がこの点において見られるのかもしれない。

以上、本稿の成果を踏まえた上で、別稿においては、行政と居住者組織間の交渉の背景を検証することで、旭橋下流地区の集団移住がどのようにして可能になったのか、具体的にその要因を解明していきたい。

### 付記

本稿は2009年に大阪市立大学に提出した博士論文の第4章に加筆修正したものです。本稿の作成にあたっては、貴重な資料をご提供頂きました三輪嘉男先生、現地調査でご協力頂きました内海隆男さんや権鉉基さん、安錦珠さんなど、多くの方々に大変お世話になりました。ここに記して感謝の意を表します。なお、本稿作成のための調査にあたっては、日本学術振興会科学研究費補助金(特別研究員奨励費)「戦後都市における居住貧困地区への社会的排除/包摂に関する地理学的研究」(課題番号07J11559)および日本学術振興会科学研究費補助金(若手研究(B))「戦後都市化による河川敷の変容に関する社会・政治地理学的研究」(研究課題番号:24720383)の一部を使用いたしました。

#### 注

- 1)「原爆スラム」の実態調査については、大藪(1968, 1969)や千葉ほか(1973)などがある。
- 2) この経緯については、広島県・広島市 (1974) や石丸・真鍋 (1983), 田中 (1983) に詳しい。
- 3) その後,1990年代以降には京都市南部,鴨川と高瀬川に挟まれた通称「40番地」地区での住宅地区改良事業が注目を集めた。その一方で2000年代に入ると,川崎市多摩川沿いに存在した戸手地区では,スーパー堤防事業の影響で,居住者たちは立ち退きとなり,コミュニティが維持されなかった事例も存在する(「多摩川,消えゆく河川敷集落在日ら助け合い60年余」『朝日新聞』2014年3月24日)。
- 4) こうした対応は、在日朝鮮人の集住地区に対する行政措置の点からも特異な事例と言えよう。戦後の在日朝鮮人に対する行政措置については、水内俊雄は以下のように論じている。「かたや部落解放運動が公営住宅を獲得するという大きな成果を得つつあるとき、在日コリアンが、日本国内でそうした要求を行なうのはきわめて困難な状況にあった。というのも、彼・彼女らは総連(在日朝鮮人総聯合会)や民団(在日本大韓民国民団)という疑似国家に間接的に帰属する状況にあり、権利擁護の要求を抑制する傾向にあった。特に総連側は日本における海外公民として、内政問題には触れないという立場から、1959年から北朝鮮への帰国事業を展開、その後の参政権獲得運動や、地方公務員の国籍条項撤廃運動にも参加しなかった。それゆえ、人々は自助的・互助的な生活を営んできたのである」(水内ほか2008: 269)。また文京洙も「住環境を行政に訴えて改善させるというやり方はこの当時(1970年から80年ごろ)までおそらく朝鮮人は発想できない。朝鮮人の場合、生活環境が苦しい、差別がひどい。差別を改善しようとはしますが、住環境を行政に訴えていくということは

やらないで、統一のために頑張って、国に帰るとか、本人たちはそう思わなくても、上からの指導で問題解決をそっちの方に導くわけですね」と述べている(富坂キリスト教センター・在日朝鮮人の生活と住民自治会研究会編、2007:157 - 158)。

- 5) 資料だけではなく、地区・場所自体が存在していない、あるいはまったく景観が変容して しまっているために、人々の記憶からも消えやすいものとなっている。さらに、当時を経 験した者も年齢的に探し出すことは困難になっている。
- 6) 三輪嘉男氏は建築学および社会学的観点から、部落問題や都市の再生資源の問題、さらには在日朝鮮人に関する問題にアプローチしてきた。主な著書・論稿としては『図説 今日の部落差別』(解放出版社、1988年)や「在日朝鮮人集住地区の類型と立地特性」(『在日朝鮮人史研究』11、1983年)などがある。社会的活動としては奈良市同和対策協議会会長などを務めた。なお、三輪氏がどのように当該資料「旭橋関係綴」を入手したかについては判然としていないが、三輪氏はある知り合いの研究者から貰い受けたと筆者に語っている。資料の原本自体は、三輪氏およびご家族の意向もあり、三輪氏が2009年に逝去された際に廃棄され、現在は存在しない。ただ、筆者は原本の全ページをデジタルカメラで撮影し、そのデジタルデータを保管しており、その中身を確認することは可能である。また、筆者がこの資料データの利用することについては、三輪氏ご本人およびご家族の方から許可をいただいている。
- 7)戦後広島の立ち退き問題に関する新聞記事については、広島韓国·朝鮮社会研究会編 (2010) を参照。
- 8) T氏への聞き取り調査は、広島韓国・朝鮮社会研究会のメンバーとともに、2008年3月17日に愛媛大学大学会館で実施した。聞き取り時間は3時間であった。聞き取り内容はICレコーダーで録音し、その後文字起こしを実施した。
- 9) S氏への聞き取り調査は、権鉉基氏とともに、2008年2月17日に広島朝鮮初中高級学校で 実施した。聞き取り時間は2時間であった。聞き取り内容はICレコーダーで録音し、その 後文字起こしを実施した。
- 10) 福島川河川敷を河川区域の認定告示をしたのが1932年2月9日(広島県告示第89号)であり、買収した民有地を河川予定区域の認定告示をしたのが1934年10月6日(広島県告示第996号)で、これ以後、県による河川管理が行なわれている。
- 11) 1936 年度の測量・調査によれば、買収された土地は約4万坪、移転家屋は約320戸であった。当地区には、福島小学校をはじめ、常設家畜市場その他工場、店舗、住宅などが密集しており、居住者の多くが生活困難者であった。また、当地区には日掛家賃三銭余りという借家があり、生活困窮者には住みやすい地域であったため、居住者のほとんどは他地区への移住を難渋していた。それに対して、行政当局は他地区への立ち退きを行なうことを困難として、当時の補償基準以外の立ち退き料を算定し、広島市においても公営住宅200戸の建設などを決定していた。そして、1937年度までに326世帯が立ち退いていた。
- 12) 福島町資料作成委員会(2003) によれば、8月までは放水路予定地に17戸ぐらいしか建てられていなかったようである。

- 13) ちなみに、放水路予定地にバラックを建てた中には多くの在日朝鮮人が含まれていた。そして、この在日朝鮮人の中にはこの放水路建設に携わっていた者もいたとの証言もいくつかの文献で示されている。たとえば、「福島町と共に、南観音町の土手筋に住んでいた朝鮮人たちは、もともとは太田川河川改修工事の作業員として誘致ないし連れてこられた人々が多かった。工事が一段落した後も、引き続きそこに定着していた」(丸山、1983)や、「福島の土堤筋は、昔河川工事のためによけいつれてこられて、その後、引き続き住んでおりましたけえ、まるで朝鮮人の町みたいでした」(広島県朝鮮人被爆者協議会編、1979)などがそれに当たる。戦前期から始まる福島町への朝鮮人の集住状況については、伊藤(2007)に詳しい。
- 14) 1958 年に 100 メートル道路福島地区立退者連盟が結成されて以降, 行政との交渉を通じて, 街路計画と都市基盤の整備,不良住宅の除去と移転,宅地の確保と整理,公共施設の移転 完備等の都市区画整理事業は 1972 年に完了した。
- 15) 放水路工事に伴い,不要となった福島川の廃川敷は埋め立てられたが,この埋立地 90,201.24 坪は, 廃川敷地処分令 (1922 年勅令第 303 号, 1965 年 4 月失効) 第 7 条の規定に基づき, 県・市に帰属することになった。西部復興土地区画整理事業の施行者である広島県知事は, 広島県に帰属した廃川敷の一部を,福島地区居住者に払下げ,事業の進捗を図った。
- 16) 福島地区の家屋移動は建設省と協議した補償金でもって約3ヵ年にわたり完了したが、補 償金の低額や移転作地のないことを理由に20数戸が立退かず、工事の施工が中断した。行 政は「土地明渡」の訴訟を起したが、和解に至らなかったため、最後まで立ち退かなかっ た6軒は代執行により立ち退かざるを得なかった。
- 17) その後の福島地区については、1960年以降、街路計画と都市基盤の整備、不良住宅の除去 と移転、公営住宅の建設、宅地の確保と整理、公共施設の移転完備などの都市区画整理事 業が約79億円の事業として、約10年にわたり実施された。
- 18) こうした考え方の潮流は、朝田善之助の名前を冠した「朝田理論」と呼ばれるが、いわゆる差別糾弾闘争に偏向しつつあった従来の運動の重点を行政闘争に転化し、差別行政の有無にかかわらず生活そのものが差別を受けているとの観点に立って、部落の経済状態・生活環境の改善、向上のために絶え間ない闘争を組むというものであった。
- 19) () 内は筆者が補足。以下の語りも同じ。
- 20) C氏とT氏はもともと深い関係があったのではなく、顔見知り程度であった。

#### 参考文献

Knox, P., Pinch, S. (2010) Urban Social Geography: An Intoroduction. 06Edition. Pearson Education Limited, (川口太郎ほか訳『改定新版 都市社会地理学』古今書院, 2013)。

天野卓郎(1984)「部落問題と部落解放運動」『広島新史 歴史編』,pp.290 - 378。

石丸紀興・千葉桂司・矢野正和・岩田悦次・平野英治・山下和也(1983)「基町相生通りの出現 と消滅」『広島新史 都市文化編』, pp.110 - 148。

市場淳子(2005)『新装増補版 広島を持ち帰った人々―「韓国の広島」はなぜ生まれたのか―』

凱風社。

- 伊藤泰郎(2007)「朝鮮人の被差別部落への移住過程—広島市の地区を事例として—」部落解放研究 14, pp. 47 67。
- 江口信清(2008)『スラムの生活環境改善運動の可能性―カリブ海地域の貧困とグローバリズム―』明石書店。
- 大藪寿一 (1968)「原爆スラムの実態 (上)」ソシオロジ 14 (3), pp. 1 58。
- 大藪寿一 (1969)「原爆スラムの実態 (下)」ソシオロジ 15 (1), pp. 84 104。
- 九州地方建設局熊本工事事務所編 (1984) 『白川不法占用是 正の記録写真集』。
- 建設省静岡河川工事事務所 (1991) 『安倍川不法占用是正 22 年の記録』。
- 島村恭則(2010) 『"生きる方法"の民俗誌―朝鮮系住民集住地域の民俗学的研究―』 関西学院 大学出版会。
- 田中聡司 (1983)「広島駅・基町の区画整理と市民運動」『広島新史 市民生活編』, pp. 144 162。
- 千葉桂司・矢野正和・岩田悦次(1973)「不法占拠」都市住宅 65, pp. 7 56。
- 外村 大(2004)『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』緑陰書房。
- 富坂キリスト教センター・在日朝鮮人の生活と住民自治会研究会編(2007)『在日外国人の住民 自治―川崎と京都から考える―』新幹社。
- 飛田雄一(2001)「一九六一年・武庫川河川敷の強制代執行」, むくげの会編『新コリア百科 歴史・社会・経済・文化』明石書店, pp. 196 213, 所収。
- 広島韓国・朝鮮社会研究会編 (2010) 『戦後広島のマイノリティの立ち退き関係新聞記事資料集 第1・2分冊』。
- 広島県朝鮮人被爆者協議会編(1979)『白いチョゴリの被爆者』労働旬報社。
- 広島県・広島市(1974)『基町地区再開発事業その概要』。
- 広島市都市整備局都市整備部区画整理課編(1995)『戦災復興事業誌』。
- 福島地区都市改造事業記念誌編集部会(1974)『広島平和記念都市建設事業西部復興土地区画整理事業(第二工区)誌』。
- 福島町資料作成委員会(2003)『福島の歴史―したたかに生き抜いた先輩たちの記録―』。
- ふくしま文庫 (1992) 『地域民主主義を問いつづけて―水平社 70 年と広島のたたかい―』部落 問題研究所。
- 部落解放浅香地区総合計画実行委員会編(2002)『にんげんの街へ 浅香』部落解放浅香地区総合計画実行委員会。
- 丸山孝一 (1983)「都市のなかのマイノリティー—在日朝鮮人の戦後生活と文化—」 『広島新史 都市文化編』, pp. 302 - 390。
- 水内俊雄・加藤政洋・大城直樹 (2008) 『モダン都市の系譜―地図から読み解く社会と空間―』 ナカニシヤ出版。
- 宮本正明(2006)「資料紹介 広島市社会課編『在広鮮人(ママ)生活状態』(広島市役所,1926年三月)」在日朝鮮人史研究 36, pp. 231 250。

- 本岡拓哉 (2006)「神戸市長田区「大橋の朝鮮人部落」の形成一解消過程」在日朝鮮人史研究 36, pp. 207 230。
- 本岡拓哉 (2007)「戦後神戸市における不法占拠バラック街の消滅過程とその背景」人文地理 59 2:, pp. 20 40。
- 本岡拓哉 (2011)「戦後都市における河川整備事業と居住問題」2011 年人文地理学会大会研究 発表要旨, pp. 38 - 39。
- 山本崇記(2009)「「不法占拠地域」における住民運動の条件―京都市東九条を事例に―」日本 都市社会学会年報 27, pp. 61 - 76。